平成２２年（フ）第１４１２号
千葉県船橋市南本町19番２棟503号
債務者　小山内啓子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２５号
千葉市緑区おゆみ野有吉６―10　おゆみ野ハイツ201、住民票上の住所千葉市緑区おゆみ野中央２丁目４番地２
債務者　山口美代子（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２６号
千葉県市川市欠真間１丁目18番５―101号　センチュリーパレス
債務者　酒井　初雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９７号
新潟市秋葉区山谷町２丁目12番25号　ロザージュ205号、前住所新潟市中央区女池６丁目４番44号12　ヴィエンナーレ2000―407号
債務者　平山　大臣
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１７号
新潟市西蒲区巻甲4547番地１　レオパレスフラワーヒルズ206号、前住所新潟県上越市板倉区針1060番地１
債務者　葛西　敏孝
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２２号
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営住宅602号
債務者　吉田みどり
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３１号
新潟県燕市吉田新田町８番地45、住民票上の住所新潟市西蒲区巻甲3663番地１
債務者　新保さち子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１号
滋賀県長浜市榎木町30番地２
債務者　木村　朝子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１７９２号
京都市下京区朱雀北ノ口町22番地19
債務者　丸竹こと　小竹　佳江
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０６号
京都市伏見区深草善導寺町34番地１　深草コーポ107
債務者　西澤みち子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６９号
京都市上京区六軒町通中立売下る西入三軒町65番地の８
債務者　オフィスＲｅｉこと　長岡　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１４号
京都市山科区音羽山等地41番地10
債務者　岡本　勝利
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０９号
大阪府高石市西取石７丁目13番５―507号
債務者　笹島　和美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４０９号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―608号
債務者　秀島　正彰
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５２５号
堺市東区日置荘西町２丁６番16号
債務者　北田　知美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４０号
堺市南区若松台２丁３番２―208号
債務者　福井　安子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５６０号
堺市南区城山台２丁１番10―309号
債務者　宗内　洋子（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係